



【事務所】

■274-0825 船橋市前原西 8-24-8
 ☎047(490)3333 FAX 047(465)7117
 Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp
 ホームページ <http://www.hiroei.jp>

【自宅】

■273-0862 船橋市駿河台 2-29-18
 ☎047(425)1110 電話 090-3144-6990

次のうち正しい言葉はどちらでしょうか。（正解は次頁の終わりに）

1. その知らせを聞いて選挙事務所は ①上へ下への 大騒ぎになった。
 ②上を下への
2. 今回の選挙は ①いいことずくめ の戦いだった。
 ②いいことだらけ

船橋市議会議員選挙が4月26日投票が行われ、50人の議員が選出されました。

私も皆様のご支援によりまして4回目の当選をすることができました。ここに心より感謝をいたしますとともに、気を引き締めて、初心を忘れず職責を全うすることをお誓いいたします。本当にありがとうございました。

なお、今号から「活きていることわざ」から「知っていますか？」にタイトルを変えて、新しく出発いたします。

新しいメンバーによる6月議会（第2回定例会）が5月29日から始まります。その前の20日には「初議会（臨時会）」というものがあり、正副議長や各常任委員会の割り振り、正副委員長等の役職を決める議会が一日の予定で開催されます。

一日と書いたのは、私が初めて議員となった時は、徹夜議会となり終わったのが夜が明ける頃で二日目に渡って行われました。たかが役職決めと思われますが、各会派でのポスト争いがあり、お互い一步も譲らない場合は、何時間も会派代表者会議を開催し調整します。特に議長を選出する時が大変です。恐らく今回も簡単には選出できないで長時間を要する気がしています。この顛末（てんまつ=初めから終わりまでの詳しい軽）は改めてご報告いたします。

さて、この度の選挙は36人の現職、元職が3人、新人が34人の73人が立候補する激戦となり、現職6人が落選、元職1人と新人19人が当選し、悲喜こもごもの選挙結果となりました。

皆様が「知っているようで知らない」ことを書きます。選挙に立候補すると「公職選挙法」により様々な制約があります。この法律は、立候補者が出来る行為は少なく、大半が出来ないことを述べています。特に党に属さない無所属で、初めて立候補する人は何にも出来ないような片手落ちの法律です。市議会議員選挙で良く見かける行為を書きます。

①戸別訪問の禁止（法第138条＝1年以下の禁錮・30万円以下の罰金）

「計画的に連続して戸別に選挙区内の居宅を訪問する」ことは、選挙運動の前でも期間中でも禁止されています。



※次から次とピンポンして訪問することは戸別訪問とみなされます。

②文書図画について。

選挙運動期間中（告示日から投票日の前日まで）は、頒布（はんぶ=広く世間に配ること）は一切できません。（法第142条＝2年以下の禁錮・50万円以下の罰金）

※駅等でチラシやリーフレットの配布はこれに該当します。

③候補者のタスキ等について。

選挙運動期間中、候補者が着用している限り、記載内容や規格に制限がないませんが、告示日前などに着用することは違反となります。

※党名以外のノボリ旗は違反となります。

私はやります。



④ポスターについて。

個人のみのポスターは違反ですが、例えば所属する党の国会議員と「立ち合い演説会開催」のポスターは違反になりません。しかし、よく見ますと、投票日以降の日の開催日となっていて、選挙が終わると撤去しています。顔と名前を売るために利用しているのは明白です。これも無所属候補者にはできない「技」です。

まだまだ細かいことが制限されていますが、書き切れませんので省略します。

繰り返しになりますが、この公職選挙法を全て守ると無所属で立候補する人は何にも出来ません。出来るのは、市の選挙管理委員会が行うポスター掲示、新聞に折り込む選挙広報、2000枚送付できる公選ハガキだけです。

ちなみに、選挙前に駅で名前を連呼することも禁止のですから、ただ誰かが立っているとしか認識されない、これが現実なのです。

様々な制約がありますが、どういうわけか、これらに違反しても警察から「警告」されるくらいなのです。俗に言う「やり得」が現実です。この公職選挙法は国会議員が重い腰を上げないと改正されません。しかし、自分たちが作り、自分たちに都合がいいように活用しているわけですから改正されることはないと思います。

ところで、今回の投票率は、37.16%と、残念ながらまた低いものでした。約3人に2人は投票していないことになります。私たち議員も行政も投票率のアップを真剣に考えなければなりません。

とりわけ西部地区が低いのは毎回のこととなっています。たとえば、投票所で、西船児童ホームは 25.70%、葛飾小学校は 26.77%、本中山6・7丁目集会所は 26.87%など4人中3人が棄権しています。



反対に投票率が高い地区は北部地区です。古和釜小学校が47.30%、古和釜中学校が47.13%など、松が丘や大穴地区は軒並み40%台です。他の地区は平均数値の前後になっています。

一般的に、投票率が低いと組織票を持っている候補者が強く、高いと無党派層が動くと言われています。

来年は参議院議員選挙、再来年は市長選挙があります。最も身近な市議会議員選挙の投票率アップのために市独自の方法を真剣に考えなければなりません。

《問題の正解》

1. ②上を下への ◇上を下への=上のものを下にし、下のものを上にするところから、入り乱れて混乱する様子。
2. ①いいことずくめ ◇いいことずくめ=すべてよいことばかりであるような様子。「だらけ」は好ましくない状態に使う。

(株会社サンリオ発行の「知っていますか」小学校で習った日本語より)